

平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 人権尊重・多文化共生
 施策番号: 05 - 01

1 施策の基本情報

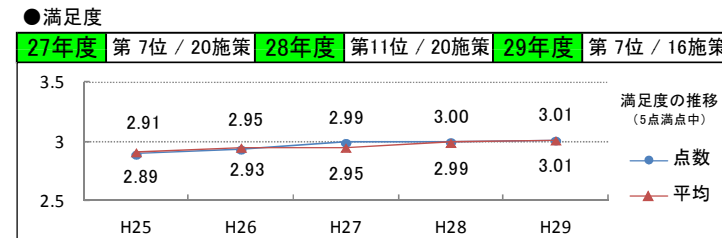
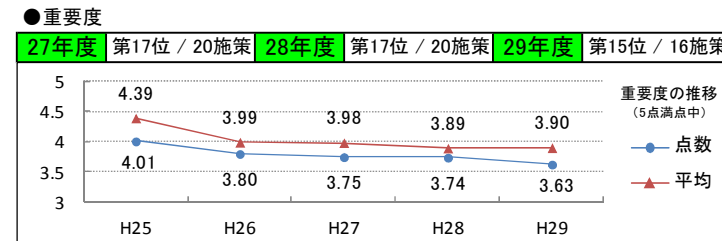
施策名	05 人権尊重・多文化共生	展開方向	01 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。
主担当局	市民協働局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値(H34)	実績値							進捗率(H29)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30~H34		
A 市民意識調査の「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した割合	↑	90%	—	—	—	75.3	74.2		82.4%	
B 市民意識調査の「男は仕事、女は家事・育児」という考えに不同意の割合	↑	80%	64.3	68.0	69.0	69.3	69.4		86.8%	
C 審議会等の女性の委員割合	↑	40%	36.9	36.7	38.8	37.3	38.1		95.3%	
D 市の課長級以上の女性の管理職割合	↑	15%	6.4	7.3	7.6	8.9	9.6		64.0%	
E 語り部事業アンケートにおける「平和の大切さ」「語り継ぐ大切さ」を感じた回答割合	↑	100%	97.1	100	97.6	98.8	98.8		98.8%	

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●多文化共生社会の実現 ●男女共同参画社会の実現
------	-----------------------------



4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	新規 第2次配偶者等からの暴力対策基本計画策定事業
2	
3	
4	
5	

平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	拡充 多文化共生社会推進事業
2	新規 第3次男女共同参画計画策定事業
3	
4	
5	

5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■多文化共生社会の実現
【多文化共生の取組】	(目的)「尼崎市国際化基本方針」の理念を踏まえた「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」において、外国人市民にとっても住みやすいまちの実現を図る。 (成果)①外国人市民の日常生活をサポートする情報を掲載した5カ国語対応(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語)の「あまがさきスタートガイド」が、日常生活で有効に活用されているかの検証を行うため、「外国人市民聞き取りアンケート」(89人)及び「外国人市民わいわいトークン」(6人)を開催した。(目標指標A) (課題)①「あまがさきスタートガイド」について、外国人市民の意見を聴取する中で、レイアウトや掲載項目、より多くの人に活用されるための工夫が必要であることを認識した。 【民族教育を選択する自由の支援】 (目的)多文化共生の観点から民族教育を選択する自由の支援や教育における保護者の経済的負担の軽減を図るため、国において必要な措置がとられるまでの間、市が補完的な措置として補助を行う。 (成果)②他都市の状況や市の財政状況を考慮する中で、平成29年度に就学補助金単価を年額7万円から8万5千円に改定した。 【平和啓発推進事業】 (目的)戦争の悲惨さや、世界平和の尊さへの理解を深める事業等を実施し、戦争を知らない世代に平和の願いを継承する。 (成果)③「被爆体験語り部事業」については、市内5か所の公立小・中学校で実施し、延べ419人の参加があり、アンケート結果では「平和の大切さや命の尊さを感じた」、「語り継ぐ大切さを感じた」の割合が98.8%であった。(目標指標E) ④戦争の傷跡などを訪ねる「夏休み親子スタディツアー」や、講演会の実施など、平和と人権について考える機会を提供した。 (課題)③④事業等の取組について、市民へのより効果的・効率的な周知方法等を検討する必要がある。
行政が取り組んでいくこと	■男女共同参画社会の実現
【男女共同参画計画に基づく取組】	(目的)「男女共同参画社会づくり条例」に基づき「男女共同参画計画」及び「DV対策基本計画」を策定し、啓発事業等を推進する。 (成果)⑤「第2次DV対策基本計画」(平成30~34年度)の策定にあたり、支援の段階や支援内容が分かるよう施策体系を改めるとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関の連携強化や、被害者の自立・被害からの回復に向けての長期的な支援を重点に盛り込んだ。 ⑥女性活躍推進の取組については、審議会等の女性の委員割合が上昇し、県内トップとなっている。また、市内労働環境実態調査において「市内事業所の管理職に占める女性割合」の項目を新設し、進捗を図っていくこととした。(目標指標B・C・D) (課題)⑤DV被害者の切れ目ない支援のため、関係機関が役割分担を踏まえた連携強化を図る必要がある。 【女性センターの効果的・効率的な運用と市民サービスの向上】 (目的)女性センターでは、女性の自立及び社会参加の促進等のため、効果的・効率的な施設運営と事業を実施していく。 (成果)⑦女性センターとハローワークが共催し女性対象の模擬面接会を実施するなど、女性の就労支援に向けての取組を進めた。(目標指標B) (課題)⑦多様化する課題に対応していくため、他機関や団体と共催で事業を実施するなど、効果的・効率的な事業展開を図る必要がある。 【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】 (目的)啓発事業等を実施し、男女共同参画社会づくりを効果的に推進する。 (成果)⑧男女共同参画推進員(市民委員)が、女性センターの事業や啓発誌発行に参画するなど活動しやすい仕組みづくりを行った。 (課題)⑧男女共同参画推進員(市民委員)の活動意欲が向上しており、個々に応じた研修等への参画など活動の場づくりについて市民委員とともに検討する必要がある。 【ワーク・ライフ・バランスの取組】 (目的)男女ともに個性と能力を十分に発揮できるような働き方について啓発を進め、ワーク・ライフ・バランスの取組推進を図る。 (成果)⑨兵庫労働局との雇用対策協定に基づき、「女性活躍がもたらすワーク・ライフ・バランスで企業を元気に」をテーマに「ワーク・ライフ・バランスセミナー」をハローワークと共催で実施したことにより、約250社への企業啓発を行うことができた。 (課題)⑨企業への啓発が非常に重要であることから、次年度においてもハローワークと共催のもと、効果的なテーマ選定及び企業向けセミナーの実施に取り組むとともに、その他関係団体との連携も視野に入れながら取り組む必要がある。

平成30年度の取組
【多文化共生の取組】 ①「外国人市民聞き取りアンケート」及び「外国人市民わいわいトークン」の結果を踏まえ、「あまがさきスタートガイド」の改訂を行うとともに、さらに有効に活用されるよう、見やすさの工夫を含め検討を行う。 【平和啓発推進事業】 ③④平和施策の推進については、「平和事業庁内連携会議」により組織横断的に取り組むとともに、平和の尊さを次世代に伝えていくため、みんなの尼崎大学を活用するなど効果的な周知方法や実施方法等を検討する。 【男女共同参画計画に基づく取組】 ⑤関係機関が顔の見える関係となるよう相談員等による情報交換及び課題共有の場づくりに取り組んでいく。 【女性センターの効果的・効率的な運用と市民サービスの向上】 ⑦関係団体等とのさらなる連携を図るとともに、効果的な共催事業に取り組んでいく。 【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】 ⑧関係団体等との連携の場や機会をとらえて、男女共同参画社会づくりを推進するための研修等に男女共同参画推進員(市民委員)が参画できるように、意欲に応じた活動の場づくりに取り組む。 【ワーク・ライフ・バランスの取組】 ⑨雇用対策協定に基づき、企業のやる気を後押しするテーマを選定し「働き方改革セミナー」を実施するなど、ハローワークとの連携強化に努め、互いの人的、財政的資源を出し合うことで相乗効果となる取組を行う。その他関係団体との連携についても共に検討していく。

新規・拡充・事業見直し等の提案につながる項目

6 施策評価結果

・審議会等の女性委員の割合は県内トップになったものの、審議会等への女性委員の割合は目標に至っていない。
・女性が活躍する社会の促進とワーク・ライフ・バランスのさらなる推進のため、「第3次男女共同参画基本計画」を踏まえ、引き続き関係機関と連携を図る。

平成30年度 施策評価表(平成29年度決算評価)

施策名: 人権尊重・多文化共生
 施策番号: 05 - 02

1 施策の基本情報

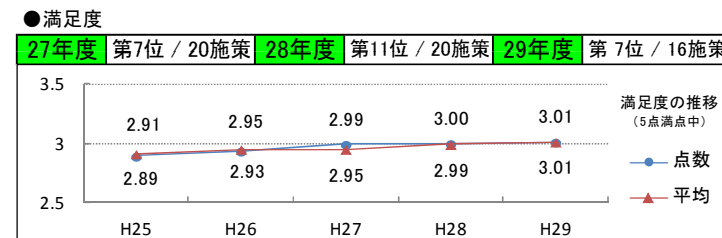
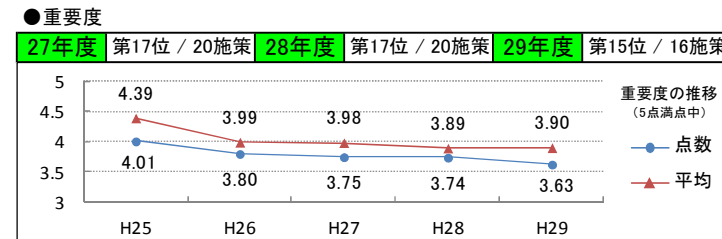
施策名	05 人権尊重・多文化共生	展開方向	02 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくれます。
主担当局	市民協働局		

2 目標指標

指標名	方向	目標値(H34)	実績値						進捗率(H29)
			H25	H26	H27	H28	H29	H30~H34	
A 市民意識調査の「人権を身近な問題として感じている」と回答した割合	↑	60 %	—	—	—	43.7	44.7	—	74.6%
B 市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した割合	↓	30 %	46.2	46.8	40.0	43.8	42.1	—	71.3%
C 人権啓発推進員の活動回数	↑	684 回	714	812	521	404	416	—	60.8%
D 啓発事業への参加者数	↑	400 人	298	303	306	301	185	—	46.3%
E 差別落書き件数	↓	0 件	26	2	2	1	2	—	—

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	●人権問題の啓発と人権教育の取組 ●人権侵害の防止と被害者への支援
------	--------------------------------------



4 平成30年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

平成29年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	
2	
3	
4	
5	

平成28年度 主要事業一覧

区分	事業名
1	新規 人権啓発標語募集事業
2	
3	
4	
5	

5 担当局評価

行政が取り組んでいくこと	これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成29年度実施内容を記載)	総合戦略
■人権問題の啓発と人権教育の取組	<p>【人権啓発事業】 (目的)人権教育・啓発推進基本計画に基づき、同和問題を始め、様々な人権問題について、時代の状況に応じた啓発事業の取組を行うことにより、人権問題の正しい理解と認識を深める。また、地域総合センターにおいては、市民相互の交流の促進及び人権意識の普及と高揚を図るための拠点施設とする。 (成果)①同和問題や今日的な様々な人権問題について、人権啓発協会へ委託している「じんけんスタディツアー」や各地域総合センター等で講演会を実施するとともに、市報特集記事により啓発を行った。性的マイノリティについては、各施設の共通テーマとして連携を図り、連続した講演会を実施し、市民への啓発を行った。また、先進他都市や大学での取組について事例研究を行う中で、当事者や支援者との交流の機会を得ることができた。(目標指標A) ②人権相談窓口「じんけん何でも相談隊」において、様々な人権問題についての相談に対応した。(目標指標B) ③全体的な啓発事業として実施している「じんけんを考える市民のつどい」については、外国人差別の問題をテーマに講演を行い、当該問題における正しい理解と、深い認識を促し、人権意識の高揚を図った。(目標指標D) (課題)①性的マイノリティの対応については、当事者や関係者の思いを聞く中で、生きづらさを感じさせないよう、市民への周知を図るとともに、市民及び本市職員の意識のあり方、変化等についての考察が必要である。 ②「じんけん何でも相談隊」については、チラシやポスターにより、一定の認知は図られているが、外国人市民への対応が必要とされる中で、今後は人権相談における外国語対応についても検討する必要がある。</p> <p>【人権教育・啓発推進事業】 (目的)市民が主体となり、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指し、各地区や地域総合センターを啓発拠点とする地域に身近な啓発リーダーとして人権啓発推進員を配し、人権が尊重されるコミュニティづくりを推進する。 (成果)④人権啓発推進員に対する課題を把握するため、推進員の多様な意見を聞かせてもらえるよう、対面での聞き取り調査を行った。その結果、身近な啓発リーダーとして活動を活性化させるためには推進員活動を市民により広く周知することが必要であると認識されたことから、推進員の活動をアピールするための「じんけん啓発推進員だより」を作成し、周知を図った。(目標指標C) (課題)④人権啓発推進員については、各地域における啓発活動に繋げていくことが必要であることから、より自主的に取組ができるように、その活動を活性化させるための方策を引き続き、検討する必要がある。</p>	—
■人権侵害の防止と被害者への支援	<p>【外国人問題】 (目的)外国人に対する偏見や差別意識を解消することを目的として、多様な文化・伝統に対する理解を深める取組を進める。 (成果)⑤多文化共生社会の実現を目指した講演会として、ヘイトスピーチの問題を取り上げて啓発を行った。また「ヘイトスピーチ対策庁内連携会議」を設置し、庁内での情報共有及び連携を図った。 (課題)⑤在日朝鮮・韓国籍の人をはじめとした外国人に対しての偏見や差別をなくす取組を引き続き行うとともに、ヘイトスピーチについては、より実効性のある対策が必要である。</p> <p>【差別落書き】 (目的)差別落書きについては、尼崎人権啓発協会や関係団体と連携し適切な対処と拡散防止に努める。 (成果)⑥差別落書きについては、平成26年度以降は件数も少なく、発生事案についても適切に処置を行っている。(目標指標E) (課題)⑥事案が発生した場合により迅速に対処できるよう、施設管理者や市民に対して市ホームページに掲載している「差別落書き対応マニュアル」の周知を強める必要がある。</p> <p>【インターネットによる人権侵害】 (目的)インターネットによる人権侵害が増加する中、平成22年度からモニタリング事業を実施しインターネット上の差別書込みを監視するとともに、モニタリング事業を活用した職員研修を行う。 (成果)⑦当該事業については、従前より阪神間の主管者会議等の機会を捉え、事業実施についての働きかけを行ってきたところ、伊丹市を初め、平成30年度より、都道府県初となる兵庫県や三田市、篠山市が新たに事業開始するなど広がりを見せている。 (課題)⑦差別書込みについては、一旦インターネット上に掲載されると削除が困難になるため、モニタリング事業を実施する他都市と連携しながら、適切な対応を検討する必要がある。</p>	—

6 施策評価結果

平成30年度の取組	新規・拡充・事業見直し等の提案につながる項目
<p>【人権啓発事業】 ①人権に関する市民意識調査並びに職員意識調査を実施し、平成32年3月に改定する尼崎市人権教育・啓発推進基本計画に課題を反映し得るよう、分析・研究を行う。また、職員意識調査結果を踏まえ、性的マイノリティの課題等については職員研修等の実施や帳票等における性別欄の記載方法の検討を行う。 ②「じんけん何でも相談隊」における外国語対応については、法務局の外国語による人権相談との連携を図りながら、翻訳機器等の活用を行う。 【人権教育・啓発推進事業】 ④人権啓発推進員の活動をアピールするための「じんけん啓発推進員だより」については、自主的な活動の一助となるよう、引き続き定期的に発行を行うとともに、地域におけるコミュニティ形成に向けての取組を検討していく。 【外国人問題】 ⑤多様な文化・伝統に対する理解を深めるため、市民を対象とした講演会を実施する。また、ヘイトスピーチ問題では、「ヘイトスピーチ対策庁内連携会議」において、公共施設等の利用の中で実際に起こったケースを想定したガイドラインの作成に取り組む。 【差別落書き】 ⑥市内で発生する差別落書きに対して、より迅速に対応できるよう、施設の清掃業者も含め、施設管理者や市民に対して「差別落書き対応マニュアル」の周知を図る。 【インターネットによる人権侵害】 ⑦兵庫県が新たに事業を開始することから、インターネット上の人権侵害への対策については、兵庫県と連携を図っていく。</p>	<p>【人権啓発事業】 ①昨今の人権問題を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、市民意識調査等から得られた分析・研究結果を盛り込んだ次期計画の策定に取り組む。また、次期計画の策定にあたり、懇話会の運営、計画書の作成等については、体制の整備とともに効率的な手法を検討する。</p>

<p>・性的マイノリティで悩んでいる若年層に対しては、ユースワークの視点を踏まえ、青少年の居場所等での取組を検討する。また、パートナーシップ制度については、先行事例を踏まえ、導入に向けて検討する。</p> <p>・差別の解消に向けた取組を推進するため、様々な差別問題を包含した条例の制定について研究する。</p> <p>・外国語対応については、翻訳機器等の導入の効果を検証するとともに、様々な先進事例を参考にしながら、より効果的・効率的な手法について検討する。</p>
--